

湖北地域消防組合公告 第7号

湖北地域消防本部伊香消防署庁舎整備事業設計業務委託の委託契約について、次のとおり事前審査型一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により公告する。

令和8年5月26日

湖北地域消防組合 管理者 浅見 宣義

1 一般競争入札に付する委託業務の概要

- (1) 委託業務番号 令和8年度 湖北消組委第6号
- (2) 委託業務名称 湖北地域消防本部伊香消防署庁舎整備事業設計業務委託
- (3) 委託業務場所 長浜市木之本町大音地先
- (4) 委託業務概要 仕様書のとおり
- (5) 委託業務期間 契約締結日の翌日から令和9年6月30日まで
※ ただし、基本設計は令和8年12月15日まで、工事費の算出は令和9年5月31日までとする。
- (6) 予定価格 落札決定した後に速やかに公表する。
- (7) 最低制限価格 最低制限価格を設ける。

2 入札方式等

条件付事前審査型一般競争入札【郵便入札】とする。

3 入札参加資格要件

令和8・9年度 湖北地域消防組合設計及びコンサルタント等委託業務競争入札参加有資格者名簿に登録されている者で、次に掲げる全ての要件を満たす者（単独企業）が、この入札に参加することができる。

(1)	登録業種	建築設計
(2)	入札参加希望順位	第1希望
(3)	参加する者に必要なその他の資格	ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者 イ 湖北地域消防組合入札参加停止基準要綱に基づく入札参加停止措置期間中でないこと。 ウ 客観的に明らかに経営不振に陥ったと認められる次の(ア)から(オ)の要件に該当する者でないこと。 (ア) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者 (イ) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者 (ウ) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがな

		<p>されている者</p> <p>(エ) 会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算開始の申立てがなされている者</p> <p>(オ) 銀行取引停止処分がなされている者</p> <p>エ 次の(ア)から(カ)の要件に該当する者でないこと。</p> <p>(ア) 役員等（競争入札に参加しようとする者が個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員をいい、当該競争入札に参加しようとする者から組合との取引上の一切の権限を委任された代理人を含む。以下「役員等」という。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められる者</p> <p>(イ) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下「暴力団」という。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者</p> <p>(ウ) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者</p> <p>(エ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められる者</p> <p>(オ) 役員等が、暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していると認められる者</p> <p>オ 建築士法第23条第1項の規定により一級建築士事務所の登録を受けていること。（本店以外の営業所で申請する場合は、当該営業所が登録を受けていること。）</p> <p>カ 建築士法第26条第2項の規定に基づく監督処分による閉鎖期間中でないこと。</p>
(4)	履行実績	<p>公告日の前日から起算して前15年以内に、主たる構造が鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で、延床面積（1棟）2,000㎡以上の非住宅建築物の新築に係る実施設計業務を受注し、これを履行した実績を有するものであること。</p>
(5)	配置予定技術者	<p>ア 名簿に登録されている本店又は営業所に、公告日の前日から起算して3か月以上の直接的な雇用関係にある建築士が5人以上在籍し、うち一級建築士が3人以上在籍していること。</p> <p>イ 次の要件を満たす管理技術者1名を配置できること。ただし、担当技術者を兼ねることはできない。</p> <p>(ア) 一級建築士の資格を有する者であること。</p> <p>(イ) 公告日の前日から起算して3か月以上の直接的な雇用関係にあること。</p> <p>ウ 次の要件を満たす担当技術者2名を配置できること。ただし、管理技術者と担当技術者を兼ねることはできない。</p> <p>(ア) 2名のうち1名は一級建築士の資格を有する者であること。</p> <p>(イ) 公告日の前日から起算して3か月以上の直接的な雇用関係にあること。</p>

4 入札参加資格の確認

- (1) 入札参加希望者は、3に掲げる入札参加資格を有することを証するため、提出期間中に入札参加資格確認申請書等（様式1～様式6）（以下「申請書等」という。）を提出し、入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、受付期間中に申請書等を提出しない者及び入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

- (2) 入札参加資格の確認結果通知

入札参加資格の確認結果は、令和8年6月17日（水）までにFAXにより通知する。

- (3) 申請書等の提出は、別に定める様式により行うものとし、正本一部を提出すること。

- (4) 申請書等の配布方法

ア 配布場所 湖北地域消防本部のホームページ

<http://www.shiga-kohokuarea119.jp/>

イ 配布方法 湖北地域消防本部のホームページからダウンロードにより取得すること。

- (5) 申請書等の受付

ア 提出期間 公告日から令和8年6月12日（金）

午前9時から午後5時まで（ただし土曜日、日曜日を除く。）

イ 受付場所 湖北地域消防組合 管理課

ウ 提出方法 持参又は郵送に限る。郵送する場合は、アの提出期間内に必着のものに限る。

なお不慮の事故による紛失や遅配については考慮しないので留意すること。また、提出期間中に申請書等を提出しない者は、この入札に参加することができない。

- (6) 申請書の様式等

ア 入札参加資格確認申請書（様式1）

イ 建築士事務所届（様式2）

ウ 在籍建築士届（様式3）

エ 企業の実績確認表（様式4）

オ 配置予定技術者届（様式5）

カ 入札参加申請書兼誓約書（様式6）

※ 申請書等の作成に要する経費は提出者の負担とし、提出された申請書等は返却しない。なお、提出された申請書等は、提出者の承諾なしに無断で他の目的に使用しない。

5 入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

- (1) 入札参加資格がないと認められた者は、管理者に対して入札参加資格がないと認めた理由について、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

- (2) 書面の提出は次により行うこと。

ア 提出期限 令和8年6月19日（金）午後5時まで

イ 提出場所 湖北地域消防組合 管理課

ウ 提出方法 郵送（提出期限必着）

- (3) 説明を求めた者に対する回答は、令和8年6月24日（水）までに書面により本人あてに郵送する。

- (4) (3)の回答を受けた者のうち、回答理由に不服がある者は、回答をした日から起算して7日以内（ただし土曜日、日曜日を除く。）に管理者に対して苦情申し立てを行うことができる。

6 仕様書等の閲覧及び配布方法等

(1) 仕様書等の閲覧

- ア 閲覧期間 公告日から令和8年6月24日（水）
- イ 紙による閲覧 湖北地域消防組合 管理課
〒526-0033 長浜市平方町 1135 番地 電話：0749-62-2194（直通）
土曜、日曜および祝日を除く午前9時から午後5時まで
- ウ 電子による閲覧 湖北地域消防本部ホームページより閲覧可能
<http://www.shiga-kohokuarea119.jp/>

- (2) 仕様書等の配布 湖北地域消防本部のホームページからダウンロードにより取得すること。
<http://www.shiga-kohokuarea119.jp/>

(3) 仕様書等に対する質問受付（次の手順により行うこと。）

ア 質問受付期限 令和8年6月5日（金） 正午

- ① 仕様書等に関する質問書（様式）を、下記へFAX送信する。

湖北地域消防本部 総務課 庁舎整備室 FAX：0749-65-4450（直通）

- ② FAXを送信した旨、下記へ連絡する。

湖北地域消防本部 総務課 庁舎整備室 電話：0749-62-4194（直通）

※ FAX以外の方法による質問は受け付けません。

- ③ 質問に対する回答は、6(1)に記載した仕様書等の閲覧場所及び湖北地域消防本部ホームページに掲載する。

湖北地域消防本部ホームページ <http://www.shiga-kohokuarea119.jp/>

イ 質問回答期限 令和8年6月9日（火）

7 現地説明

現地説明は行わない。

8 見積内訳書

入札の際に、入札金額の積算根拠が確認できる見積内訳書（応札額に合わせた金額で作成されたもの）を必ず提出すること。

※提出方法については、別紙「入札書の送付方法」を確認ください。

9 入札書到着期限

初 度：令和8年6月24日（水）午後5時00分（必着）

再 度：令和8年7月 1日（水）午後5時00分（必着）

再々度：令和8年7月 8日（水）午後5時00分（必着）

10 入札書郵送方法

(1) 郵送方法 一般書留又は簡易書留

(2) 郵送先 〒526-0033 長浜市平方町 1135 番地 湖北地域消防組合 管理課

(3) その他

ア 入札書は指定のものを使用すること。

- イ 入札使用印は、入札参加資格審査申請書の使用印鑑押印欄の印とする。
- ウ 内封筒は入札書封入後に確実にのり付けし、二重封筒にして郵送すること。
- エ 再度入札（再々度入札）の場合、入札書到着期限までに入札書が到着しないものは、辞退したものとみなす。

11 開札（入札）日時及び場所等

- (1) 開札（入札）日時
初 度：令和8年6月25日（木） 午前9時00分 執行
再 度：令和8年7月 2日（木） 午前9時00分 執行
再々度：令和8年7月 9日（木） 午前9時00分 執行
- (2) 開札（入札）場所 湖北地域消防本部3階 ミーティングルーム

12 入札方法等

- (1) 郵便による入札とする。（持参による提出も可）
- (2) 入札については、仕様書、湖北地域消防組合契約規則（平成18年湖北地域消防組合規則第27号）及び湖北地域消防組合入札執行要綱（平成23年湖北地域消防組合告示第10号）、湖北地域消防組合郵便入札実施要綱（令和4年湖北地域消防組合告示第5号）等を熟知のうえ、入札すること。
- (3) 入札価格が予定価格に達しない場合、最大3回まで入札を執行することがある。
- (4) 再度入札（再々度入札）の場合、初度入札（再度入札）参加者に初度入札（再度入札）の最低入札額をFAXで通知する。
- (5) 再度入札（再々度入札）の場合、最低入札額以上の価格で入札をした者は失格とする。
- (6) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (7) 入札の結果、同じ価格をもって入札した者がいるときは、入札書に記載された任意の数字を用いたくじにより落札者を決定する。

13 落札者の決定

入札書に記された入札金額により落札者を決定する。

14 無効入札

- (1) 入札参加の資格のない者のした入札
- (2) 入札者が同一事項の入札に対し2以上の意思表示をした入札
- (3) 入札保証金を必要とする入札で、入札保証金を納めない者又は不足する者のした入札
- (4) 入札書記載の金額、氏名、押印その他入札要件の記載が確認できない入札
- (5) 入札書記載の金額を加除訂正した入札
- (6) その他入札に関する条件に違反した入札
- (7) 談合その他不正の行為があったと認められる入札

15 支払条件

完成一括払（前金払：無、部分払：無）

16 保証金及び違約金

- (1) 保証金 入札保証金及び契約保証金は免除する。
- (2) 違約金 落札者が契約を締結しないときは、入札金額の 100 分の 5 に相当する金額を違約金として徴収する。

17 その他必要事項

- (1) この入札に係る入札者は、本入札の入札参加資格を認められた者（本店から支店等に委任している場合は、当該支店等の受任者）とし、その入札使用印は、資格者名簿に登録されている者の入札参加資格審査申請書の使用印鑑押印欄の印とする。
- (2) この入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (3) 提出書類等に虚偽の記載をしたときは、湖北地域消防組合入札参加停止基準要綱に基づく入札参加停止措置をとる。
- (4) 公告日から契約の締結までの間に、3（入札参加資格要件）に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者とは契約を締結しない。
- (5) 提出資料等の提出期限の日から契約締結までの間に、湖北地域消防組合入札参加停止基準要綱の規定に基づく入札参加停止措置を受けた者とは契約を締結しない。
- (6) 落札者は落札決定の通知を受けたときは、速やかに契約書を契約担当者に提出すること。
- (7) 問い合わせ先（入札・仕様書に関すること）

ア 入札に関すること

湖北地域消防組合 管理課

〒526-0033 長浜市平方町 1135 番地 電話：0749-62-2194（直通） FAX：0749-65-4450

イ 仕様書に関すること

湖北地域消防本部 総務課 庁舎整備室

〒526-0033 長浜市平方町 1135 番地 電話：0749-62-4194（直通） FAX：0749-65-4450